

国立国会図書館

欧米主要国議会の議事日程等決定手続

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 872 (2015. 8. 6.)

はじめに

I アメリカ

- 1 議事日程決定機関
- 2 本会議の議事日程
- 3 委員会の審議日程

II イギリス

- 1 議事日程決定機関
- 2 本会議の議事日程
- 3 委員会の審議日程

III ドイツ（下院）

- 1 議事日程決定機関
- 2 本会議の議事日程
- 3 委員会の審議日程

IV フランス

- 1 議事日程決定機関
- 2 本会議の議事日程
- 3 委員会の審議日程

おわりに

- アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの議会では、年間の予定表が会期の初めに公表されており、おおよそその予定に沿って会議が開かれている。
- イギリス及びフランスでは、政府が議会の議事日程の決定に深く関与しており、政府議事が優先されることが明文で規定されている一方で、野党議事の日程も確保されている。また、ドイツでも政府が議事日程の決定に関与している。
- アメリカ、イギリス及びフランスの下院では、重要法案に関する特別規則（アメリカ）やプログラム規則（イギリス）の議決、審議のプログラム化（フランス）といった審議効率化のための手続が設けられている。

国立国会図書館
調査及び立法考査局政治議会課
たかざわ みゆき
(高澤 美有紀)

第 8 7 2 号

はじめに

我が国の国会運営は、審議日程¹が与野党の駆引きの対象となる「日程国会」であるといわれることがあり²、その解決策として、審議の計画化³、政府提出議案の審議日程への政府の関与⁴等が、これまで繰り返し提言されてきた。本稿では、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの4か国における法案審議及び行政監視に係る日程の決定方法、政府提出議案の審議日程への政府の関与、審議効率化の手續の概要等について紹介する。

I アメリカ

法案の提出は議員の専権事項であり、その審議は議員同士で行い、本会議の会議日を対政府質問に割り当てる制度もない。条約や人事承認は、上院のみが審議する。各議院の常任委員会は、法案審査のほか行政監視⁵も行い、その審議日程の決定方法に大差はない。また、審議日程の決定に、政府の関与はない。

1 議事日程決定機関

下院では、議長が招集や休会を決定する権限を有し⁶、議事日程の決定は議長の最も重要な権限である⁷。また、多数党院内総務⁸も実際上関与する。上院では、議事を主宰するのは議長代行代理等であるが、実際には、多数党院内総務が議事日程を最終的に決定している⁹。

¹ 「議事日程」は、本会議の開議日時、会議に付する案件等を定めた計画で、委員会には議事日程の観念がない（国会法第55条第1項、参議院総務委員会調査室編『議会用語事典』学陽書房、2009、pp.148-149.）。以下、本会議につき「議事日程」、委員会のみの場合又は本会議及び委員会を含む場合を「審議日程」とする。

² 新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）「政権選択時代の政治改革課題に関する提言」2010.4.16、pp.25-26。<<http://www.secj.jp/pdf/20100416-1.pdf>> 以下、本稿におけるインターネット最終アクセス日は、2015年7月30日である。

³ 21世紀政策研究所「政権交代時代の政府と政党のガバナンス—短命政権と決められない政治を打破するために—」2012、p.16。<http://www.21ppi.org/pdf/thesis/120810_01.pdf>; 日本アカデメイア「日本アカデメイア有志による国会改革に関する緊急提言について」2012.9.6、pp.4-5。<https://j-akademeia.jp/activity/pdf/j-akademeia_suggestion.pdf>

⁴ 世界平和研究所「「ねじれ国会」の時代における国会改革に向けた緊急提言」2010.8、p.2。<<http://www.iips.org/research/data/nejire20100802.pdf>>

⁵ 省庁の長は、年数回程度、委員会の公聴会に証人として出席することがある。例えば、国務長官が下院外交委員会に出席したのは、2014年は2回である（House of Representatives, *Legislative Review and Oversight Activities of the Committee on Foreign Affairs*, 113th Congress, 2nd Session, Report 113-728.）。

⁶ 下院規則（Rules of the House of Representatives）第1条第12項。毎年の会期自体は、原則として毎年1月3日正午に自動的に開始する（憲法修正第20条第2節）。

⁷ Thomas Philip O'Neill Jr. 元下院議長の「下院議長の権力は、議事日程の決定権にある」という発言（*Congressional Record*, 98th Congress, 1st Session, November 15 1983, H9856.）がしばしば引用される。Roger H. Davidson et al., *Congress and Its Members*, 14th ed., Thousand Oaks, California: SAGE/CQ Press, 2014, pp.152-153.

⁸ 下院多数党院内総務は、下院総選挙後の多数党の議員総会で選出され、議長に次ぐ地位にある。上院の多数党院内総務は、議会期（下院議員の任期と同じ）ごとに多数党の議員総会で選出され、議事の進行等に最も強い影響力を及ぼす。

⁹ Walter J. Oleszek, *Congressional Procedures and the Policy Process*, 9th ed., Thousand Oaks, California: SAGE/CQ Press, 2014, p.240. 議事を主宰するのは、上院議長（副大統領）や議長代行（憲法第1条第3節第5項）ではなく、議長代行により議事進行等を行うことを任務として任命された議長代行代理（多数党上院議員）である（上院規則（Standing Rules of the Senate）第4条）。

2 本会議の議事日程

(1) 下院

毎年11月下旬頃に、多数党院内総務が翌年の予定表を公表する(資料1 (1) 参照)。本会議は、多い年には年間170日以上、少ない年でも年間120日程度開かれる(資料2 (1) 参照)。本会議の定例日はない。

議長、多数党院内総務、多数党院内幹事等の下院指導部は、両院の議事日程や法案審議に適切な時期を勘案しつつ、相互の緊密な協議を経て、議事日程を決定する¹⁰。通常、木曜又は金曜の本会議で、多数党院内総務が翌週の予定を公表する¹¹。

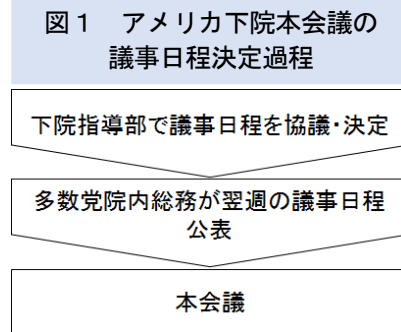
委員会が本会議に報告する議案は、議案目録¹²に掲載され、各議員に配付される。下院指導部は、各委員会の委員長等との協議を経て、議案目録に掲載された議案の上程時期等を定める¹³。

重要法案の場合には、下院規則委員会¹⁴委員長と多数党院内総務との協議を踏まえ、下院規則委員会が、討論の時間制限、法案修正の条件等その法案の審議・採決の手続に関する特別規則(special rule)を決議案の形式で定める。本会議では、その法案そのものの審議に先立って、特別規則について審議・採決された後、当該特別規則に基づいて法案が審議される¹⁵。

(2) 上院

毎年11月下旬頃に、多数党院内総務が翌年の予定表を公表する(資料1 (1) 参照)。本会議は、多い年には年間190日以上、少ない年でも年間130日程度開かれる(資料2 (1) 参照)。本会議の定例日はない。

議事日程は、多数党院内総務と少数党院内総務の協議を経て、随時、多数党院内総務が決定する。ただし、上院(定数100人)は、下院(定数435人)より少ない議員で、下院と同量の法案の審議をしなければならないため、下院よりも柔軟で非公式な方法として、議案ごとにその審議時間や法案修正の条件を制限する全会一致合意取決め(Unanimous



(出典) 筆者作成。

¹⁰ Oleszek, *ibid.*, pp.147-151.

¹¹ 木曜又は金曜の会議録(Congressional Record)の「立法計画」(Legislative Program)を参照。

¹² 下院規則第13条第1項。本会議に上程可能となった議案の一覧だが、必ずしも掲載されたもの全てが審議されるわけではない。ユニオン・カレンダー(歳入や歳出に関する法案の議案目録)、ハウス・カレンダー(歳入や歳出以外の法案の議案目録)等4種類がある(Judy Schneider and Michael L. Koempel, *Congressional Deskbook: The Practical and Comprehensive Guide to Congress*, 6th ed., Alexandria, Va.; The Capitol. Net, 2012, pp.254-255.)。

¹³ Valerie Heitshusen, "Introduction to the Legislative Process in the U.S. Congress," *CRS Report for Congress*, R42843, July 24, 2014, p.7.

¹⁴ 下院規則委員会(House Committee on Rules)は、院内の規則・議事手続、議会の休会・閉会を所掌する委員会で、各党の推薦に基づいて委員を選任する(下院規則第10条第5項)。2015年7月現在の委員は、13人(多数党委員9人、少数党委員4人)で、多数党の意向を反映するようになっている("The Committee on Rules for the 114th Congress." Committee on rules Website <<http://rules.house.gov/committee-rules-members>>).

¹⁵ Schneider and Koempel, *op.cit.*(12), pp.258-265; Oleszek, *op.cit.*(9), pp.200-201.

Consent Agreement) による場合も多い¹⁶。

議案目録はあるが、下院と種類が異なる¹⁷。多数党が議事日程を決定する下院と異なり、上院では与野党が緊密に協力して議事日程を決定するのが特徴である¹⁸。

3 委員会の審議日程

(1) 下院

各委員会に定例日がある¹⁹。委員長は、多数党の支持、自身の経験や各種の公式・非公式な情報等に基づき、審議日程を決定する²⁰。委員会の議題の決定や小委員会への割振り、公聴会の開催等を、少数党筆頭委員と交渉して決定する場合もある²¹。

委員長は、委員会の開催日は3日前までに、公聴会の開催日、場所及び案件は1週間前までに、公示しなければならない。また、委員会でのマークアップ²²の24時間前までに一般国民が法案を電子的に閲覧できる状態にしなければならない。²³

各委員会の議事手続の細目は、当該委員会の規則で定められる。例えば、外交委員会の場合、定例日は会期中の毎月第1火曜であるが、議題がない場合には委員会を開催する必要はない。他方、定例日以外でも、委員長が必要と認める場合や委員の過半数の求めがある場合には、委員会を開催しなければならない²⁴。

(2) 上院

各委員会に定例日がある²⁵。委員長は、本会議や他の委員会の審議日程その他各種の事情を勘案しつつ、審議日程を決定し²⁶、公聴会の開催日、場所及び内容については開催日の1週間前までに公示しなければならない²⁷。

公聴会以外の委員会の開催日や議題の公表の期限等の議事手続の細目は、各委員会の規則で規定される。例えば、外交委員会の場合、定例日は毎週火曜であるが、定例日以外に、委員3人以上の求めがある場合等に委員会を開催でき、1週間前までに日時、場所等が公表される²⁸。

¹⁶ Oleszek, *op.cit.*(9), pp.238-240. 多数党院内総務等が提案し、1人でも反対すると成立しない(“Unanimous Consent Agreement.” Senate Website <http://www.senate.gov/reference/glossary_term/unanimous_consent_agreement.htm>).

¹⁷ カレンダー・オブ・ビジネス(全ての法案を掲載)とエグゼクティブ・カレンダー(上院のみが審議を行う条約及び人事承認を掲載)の2種類のみである。

¹⁸ CQ Press, *Guide to Congress*, 7th ed., vol.1, Thousand Oaks, California: CQ Press, 2013, p.609.

¹⁹ 月1日以上定例日を定めることとなっている(下院規則第11条第2項b号)。

²⁰ Davidson et al., *op.cit.*(7), pp.184-185.

²¹ Judy Schneider and Michael L. Koempel, “House Committee Chairs: Considerations, Decisions, and Actions as One Congress Ends and a New Congress Begins,” *CRS Report for Congress*, RL34679, October 29, 2014, p.11.

²² 法案を逐条で審査し、その修正を行うための委員会の会議(Judy Schneider, “The Committee Markup Process in the House of Representatives,” *CRS Report for Congress*, RL30244, November 28, 2014, p.1.)。

²³ 下院規則第11条第2項g号(3)、(4)

²⁴ 下院外交委員会規則第2条

²⁵ 上院規則第26条第3項。上院規則上は、本会議開催との関係で、委員会を開催できる日が制限される(上院規則第26条第5項)が、実際は、上院本会議でこの規定を適用除外とするのが一般的である(Valerie Heitshusen, “Senate Committee Hearings: Scheduling and Notification,” *CRS Report*, 98-337, March 12, 2015, p.1.)。

²⁶ Heitshusen, *ibid.*

²⁷ 上院規則第26条第4項

²⁸ 上院外交委員会規則第3条

II イギリス

両院の本会議では法案審議と行政監視を行い、いずれの議事日程についても、政府も関与する与野党間の非公式の協議（後述）で決定されるのが特徴である。委員会の審議日程の決定方法は、委員会の種類により異なる。

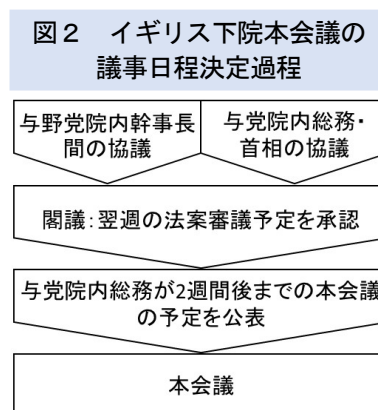
1 議事日程決定機関

両院ともに、議事日程は、主に与野党の院内総務、院内幹事長²⁹（与党の院内総務及び院内幹事長はともに大臣）が、非公式の協議で決定し、政府が決定に関与している³⁰。与党院内総務は、首相とも緊密に連絡を取り合っている。

2 本会議の議事日程

(1) 下院

年間の予定表は、毎年、会期の初め（5月頃）に公表される（資料1（2）参照）。本会議は、年間140～170日程度開かれている（資料2（2）参照）。本会議の定例日は、月曜から金曜までの毎日である³¹。本会議の開会日のうち、年間27日以上はバックベンチ議事（政府又は影の政府の役職に就いていない一般議員（バックベンチャー）が発議する議案の審議）³²に、20日は野党議事（野党が発議する議案の審議）に、金曜のうちの13日は議員提出法案の審議に割り当てられ、残りの開会日は、政府提出議案の議事に優先的に充てられる³³。これらは、下院の「今後の議事日程」³⁴として公表される。議員提出法案の議事日程は数か月前から公表されることもあるが、政府提出議案の議事日程は日々の協議によって決められるため、公表は審議予定日の1、2週間前である。



（出典）筆者作成。

政府提出議案の議事日程の決定には、政府が深く関与している。与野党院内幹事長間で、週1回、定期的に会合を持ち、その後2週間の議事日程を協議するほか、日々相互に連絡を

²⁹ 院内総務は議事運営全般について責任を有し、院内幹事長は党所属議員の表決への参加や審議日程の決定について責任を有する。

³⁰ これらの非公式の協議は、「通常の経路（usual channel）」と呼ばれる。下院では、改革の一環として、公式の議事協議機関である下院議事委員会（House Business Committee）の設置が提言されていた（House of Commons Political and Constitutional Reform Committee, *Revisiting Rebuilding the House: the impact of the Wright reforms*, Third Report of Session 2013–14, HC 82, 18 July 2013, pp.23-35.）が、実現の見込みはなくなっている（イギリス議会下院事務局からの回答（2014年10月14日））。

³¹ 下院規則（Standing Orders of the House of Commons）第9条。月曜（14時30分～22時30分）、火曜・水曜（11時30分～19時30分）、木曜（9時30分～17時30分）及び金曜の一部（9時30分～15時）。

³² バックベンチ議事の日程、内容は、超党派で構成されるバックベンチ議事委員会が協議して決定する。ウェストミンスター・ホールでの審議もあわせて合計35日がバックベンチ議事に充てられる。

³³ 下院規則第14条

³⁴ “House of Commons business papers: Future Business.” Parliament Website <<http://www.parliament.uk/business/publications/business-papers/commons/>>; 下院院内総務事務局からの聞き取り（2014年10月27日）

取りつつ、審議中の議案の進行について協議する。この協議は、与党と野党第一党、与党と野党第二党等の二者間で行われる。このような非公式な協議では、両院の審議の状況、バックベンチ議事、野党議事等を考慮して政府提出議案の議事日程が決定される。また、与党院内総務が頻繁に首相と内密に協議し、その内容を踏まえて、毎週火曜朝の閣議で翌週の法案審議予定を承認する。与党院内総務は、毎週木曜の本会議で2週間後までの本会議の予定を公表し、その予定は議会資料配付課を通じて各議員に通知される。³⁵

法案が本会議の第二読会（趣旨説明、法案の原則に関する審議）を通過すると、直ちに、その後の法案審議の日程を定めるプログラム動議を所管大臣が提出する。その動議が可決されるとプログラム規則となり、以後の審議はこれに従って行う³⁶。

（２）上院

年間の予定表は、毎年、会期の初め（5月頃）に公表される（資料1（2）参照）。本会議は、年間140～170日程度開かれている（資料2（2）参照）。上院規則には定例日の規定はないが、月曜から木曜まで開かれるのが通例で、金曜に開かれることもある³⁷。

議事日程は、与野党の院内幹事長が非公式に協議して決定する。加えて、法案審議の進捗に応じて、全会派の幹部議員が、審議時間の合意に努めている³⁸。非公式の協議を経て、2～3週間後までの議事日程が、与党院内幹事事務局により「近日の議事日程」として公表される³⁹。上院には、下院のようなプログラム動議や審議時間割当動議⁴⁰等がなく、審議の進捗状況に従って柔軟に議事日程を変更する必要があることから、協議結果が全て公表されるわけではない⁴¹。

3 委員会の審議日程

法案の委員会審査は、下院は、法案ごとに設置される公法案委員会（Public Bill Committee）、上院は、全院委員会（Committee of the Whole House）又は大委員会（Grand Committee）⁴²で

³⁵ Meg Russell and Akash Paun, *The House Rules?* London: The Constitution Unit, 2007, pp.38-39. <<http://www.ucl.ac.uk/spp/publications/unit-publications/142.pdf>>; 奥村牧人「英国下院の議事日程改革—バックベンチ議事委員会の設置を中心に—」『レファレンス』731号, 2011.12, p.106. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3196935_po_073106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>; Michael Rush and Clare Ettinghausen, *Opening Up The Usual Channels*, London: Hansard Society, 2002, pp.13-15. <<http://www.hansardsociety.org.uk/wp-content/uploads/2012/10/Opening-up-the-Usual-Channels-2002.pdf>>

³⁶ 下院規則第83A条～第83I条; Paul Evans, *Handbook of House of Commons Procedure*, 7th ed., London: Dods, 2009, pp.131-133. 政府提出法案のほとんどがプログラム動議の対象となるが、短い法案、争いのない法案等は対象とならない（“Programming of Bills.” Office of the Parliamentary Counsel Website <<https://www.gov.uk/government/organisations/office-of-the-parliamentary-counsel>>）。

³⁷ 月曜・火曜（14時30分～22時）、水曜（15時～22時）、木曜（11時～19時）、金曜（10時～15時）。戦時中は、土曜、日曜に開いた例もある（*Companion to the Standing Orders and Guide to the Proceedings of the House of Lords*, 2015, p.42. Parliament Website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld/ldcomp/composo2015/composo2015.pdf>>）。

³⁸ Mary Robertson and Thomas Elias, *Handbook of House of Lords Procedures*, 2nd ed., London: Dods, 2006, pp.76-77.

³⁹ “Forthcoming Business.” Government Whips’ Office Website <<http://www.lordswhips.org.uk/fb>>

⁴⁰ 審議引延しの阻止のため法案審議を3時間以内とする動議（いわゆる「ギロチン動議」、下院規則第83条）。

⁴¹ Robertson and Elias, *op.cit.*(38), p.77.

⁴² 全院委員会は全上院議員で構成され、大委員会は上院議員であれば誰でも出席できる。全院委員会では多数決の表決が行われるが、大委員会では全会一致の場合のみ可決される。法案の付託先は、非公式の協議で決定される。Robertson and Elias, *op.cit.*(38), pp.91-96; “Forthcoming Business,” *op.cit.*(39)

行う。両院とも、行政監視を行うための常設の特別委員会が置かれている。

（１）公法案委員会（下院）

第二読会を通過した法案ごとに設置される下院の公法案委員会の日程は、プログラム小委員会（委員長及び議長が公法案委員会の委員から任命する小委員7人で構成）が本会議のプログラム規則に反しない範囲で、決定する⁴³。

通常、政府提出法案の審査については火曜及び木曜、議員提出法案の審査については水曜に委員会が開催される⁴⁴。

（２）全院委員会・大委員会（上院）

法案審査を行う全院委員会及び大委員会の日程は、与野党の院内幹事長の非公式の協議で決定される⁴⁵。

（３）特別委員会（両院）

特別委員会⁴⁶は、主として行政監視を行う常設機関であり、調査事項や審議日程に関し、委員会の議決により、又は委員長に一任して自由に決定することができる。審議日程は、所属委員の関心事項の一覧や以前に実施した調査事項等を参照の上、証人との日程調整等も勘案して決定される⁴⁷。下院の特別委員会は、火曜及び水曜の開催が多い⁴⁸。

Ⅲ ドイツ（下院）

本会議、委員会ともに、法案審議のほか行政監視を行う⁴⁹。本会議の議事日程は長老評議会（後述）で合意し、委員会の審議日程は各委員会で決定する。政府も、長老評議会に国務大臣を参加させ、議事日程の決定に関与している。なお、上院は、州政府構成員から成り、他の国の上院とは大きく異なるため、本稿の対象としない⁵⁰。

⁴³ Malcolm Jack ed., *Erskine May's Treatise on The Law, Privileges, Proceedings and Usage of Parliament*, 24th ed., London: LexisNexis, 2011, pp.873-875.

⁴⁴ Evans, *op.cit.*(36), p.56.

⁴⁵ “Forthcoming Business,” *op.cit.*(39) 近日の議事日程の各法案の委員会日程（committee calendar）に、非公式の協議に基づいて全院委員会及び大委員会で審査する予定日数が記載されている。

⁴⁶ 下院では、省別特別委員会のほか、省の枠組みを超えて調査を行う特別委員会がある。他方、上院では、省の枠組みにはとらわれずに特別委員会が設置されている。大臣も委員会に出席するが、その回数は多くない。例えば、下院外交委員会には、2014-2015会期の間、閣内大臣が2回、閣外大臣が5回出席している（House of Commons, *Sessional Returns, Session 2014-15*, HC 1, London: The Stationery Office, 2015, p.156.）。

⁴⁷ イギリス議会下院事務局からの聞き取り（2014年10月27日）

⁴⁸ Evans, *op.cit.*(36), p.58; Robertson and Elias, *op.cit.*(38), p.128.

⁴⁹ 大臣は、行政監視を行う本会議の質問時間に参加して答弁するが、委員会への出席は多くない。委員会議事録は非公開のため、具体的回数は明らかでない。

⁵⁰ ドイツの上院は、州が連邦の立法及び行政並びに欧州連合の事務に関する協力をするための機構である（基本法第50条）。本会議は、通常3週間おきに開かれ、1回の会議の議案は平均60～80件、多い時には100件以上に上る（“Plenarsitzungen Tagesordnungen.” Bundesrat Website <<http://www.bundesrat.de/DE/plenum/to-plenum/to-plenum-node.html>>）。また、委員会には、州の職員が委任を受けて代理出席することができ、州職員のみで委員会が開催される場合もある（Konrad Reuter, *Bundesrat und Bundesstaat: der Bundesrat der Bundesrepublik Deutschland*, Berlin: Bundesrat, 2009, p.26. Bundesrat Website <http://www.bundesrat.de/SharedDocs/downloads/DE/publikationen/Bundesrat-und-Bundesstaat.pdf?__blob=publicationFile>）。

1 議事日程決定機関

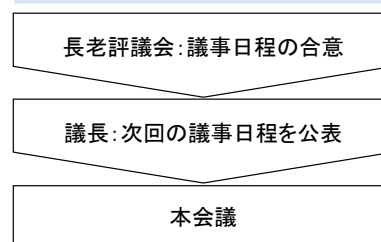
議事日程の決定には、長老評議会が大きな役割を果たす。長老評議会は、議長を補佐し、議会の運営が円滑かつ効率的に行われるようにする任務を負う⁵¹。その任務の一つが、議事日程の合意である。長老評議会は、議長、副議長（6人）及び会派勢力に比例して各会派が指名する議員23人の合計30人の評議員で構成され、表決にはよらず、協議により各種の合意をする⁵²。政府代表の国務大臣（1人）も長老評議会に参加する。⁵³

2 本会議の議事日程

長老評議会は、毎年、下院の予定表を作成し、公表する（資料1（3）参照）。本会議は、1選挙期（議員の任期。通常4年間）に230～250日程度開かれる場合が多く（年平均60日程度。資料2（3）参照）、年間百数十日に上る他の国に比べると少ない。本会議の定例日は、通例、水曜、木曜及び金曜である⁵⁴。

長老評議会は、議長の主宰により、毎週会議を開き、会派間の調整を行いつつ、議事日程について合意する⁵⁵。各会議日の議題は、会派ごとに提案することができる。一定の場合には、議長は、自らの権限で、議事日程を決定することができる⁵⁶。下院議員の3分の1以上又は連邦大統領若しくは連邦首相の求めがある場合には、議長は会議を開く義務を負う⁵⁷。議長は、会議の終わりに、長老評議会が合意した次回の議事日程を公表する⁵⁸。長老評議会が合意した議事日程は、本会議の多数決により無効とすることができる⁵⁹。

図3 ドイツ下院本会議の議事日程決定過程



（出典）筆者作成。

3 委員会の審議日程

委員長は、その権限により、長老評議会が合意した議事日程の範囲内で、委員会を招集することができる⁶⁰が、実際には、委員長個人の裁量で決定しているわけではない⁶¹。また、委員会内の1会派又は委員の3分の1以上が求める場合には、委員長は長老

⁵¹ 下院議事規則（Geschäftsordnung des Deutschen Bundestages）第6条第2項

⁵² 下院議事規則第6条第1項、第12条；“Datenhandbuch Kapitel 4.4 Ältestenrat,” 12.02.2014. Bundestag Website <https://www.bundestag.de/blob/196128/09b7515beb656481bfe771b60d8aef38/kapitel_04_04__ltestenrat-data.pdf>

⁵³ “Ältestenrat: Funktion und Aufgabe.” Bundestag Website <https://www.bundestag.de/bundestag/aeltstenrat/funktion_neu>

⁵⁴ “Amtliche Protokolle.” Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/dokumente/protokolle/amtlicheprotokolle>>

⁵⁵ 下院議事規則第20条第1項

⁵⁶ 下院議事規則第21条第1項。下院が、議長に一任した場合等である。

⁵⁷ 下院議事規則第21条第2項

⁵⁸ 下院議事規則第22条

⁵⁹ Stefan Marschall, *Der Deutsche Bundestag: Wie parlamentarische Demokratie funktioniert*, 2. Aufl, Berlin: Deutscher Bundestag, 2010, p.63. <<https://www.btg-bestellservice.de/pdf/20265000.pdf>>

⁶⁰ 下院議事規則第60条第1項

⁶¹ ドイツ議会下院事務局からの聞き取り（2014年11月3日）

評議会が合意した議事日程の範囲内で会議を開催する義務を負い⁶²、下院の1会派若しくは下院議員の5%以上が求める場合又は委員会の全会一致による決定及び議長承認がある場合のみ、長老評議会が合意した議事日程外でも委員会の会議を開くことができる⁶³。委員会は、水曜又は木曜に開かれることが多い⁶⁴。

委員会の議題は、委員会であらかじめ決定していない限り、委員長が決定し、会議の3日前までに委員に通知する⁶⁵。委員会は、多数決により、議題を変更することができ、委員会内の1会派又は3分の1の委員の反対がない限り、議題を追加できる⁶⁶。

IV フランス

両院の本会議、委員会ともに、法案審議と行政監視を行う⁶⁷。憲法上、両院の本会議の優先的な議事が規定されているが、具体的な議事日程は、いずれも議事協議会で決定する。議事協議会には議会担当大臣も出席し、政府が議事日程の決定に深く関与している。委員会の審議日程は、委員長や委員会理事部が決定する。常会は、毎年10月から120日以内で開くことができ⁶⁸、臨時会もあるなど⁶⁹、日本に類似した会期制をとっている。

1 議事日程決定機関

(1) 議事協議会

議事協議会の役割の一つは議事日程の決定であり、議長が招集する⁷⁰。

下院議事協議会は、議長、副議長（6人）、常任委員長（8人）、予算・一般経済・財政統制委員会総括報告者、欧州問題委員長及び会派長で構成される。特別委員長等も必要に応じて招集される⁷¹。上院議事協議会は、議長、副議長（8人）、常任委員長（7人）、関係する特別委員長、欧州問題委員長、予算委員会総括報告者、社会問題委員会総括報告者、会派長で構成される⁷²。

⁶² 下院議事規則第60条第2項

⁶³ 下院議事規則第60条第3項

⁶⁴ “Ständige Ausschüsse.” Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/bundestag/ausschuesse18/>>; Bernhard Miller and Christian Stecker, “Consensus by Default? Interaction of Government and Opposition Parties in the Committees of the German Bundestag,” *German Politics*, Vol.17, No.3, September 2008, p.310. 委員会に対応して各会派内に設置されているワーキング・グループは、委員会の前の火曜にそれぞれ数時間の会合を開いている（CDU/CSU事務局、SPD事務局からの聞き取り（2014年10月31日））。

⁶⁵ 下院議事規則第61条第1項

⁶⁶ 下院議事規則第61条第2項

⁶⁷ 本会議については、法案審議のほか行政監視のために確保された週の口頭質問や毎週開かれる質問時間に、大臣が出席する。委員会には、総選挙のない通常の年には、例えば、下院外交委員会の場合、第14立法期以降は年間30回程度（“Comptes rendus des réunions de la commission des affaires étrangères.” *Assemblée Nationale Website* <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/cr-cafe/14-15/index.asp>>）、上院外交・防衛・軍事委員会の場合、年間20回程度、大臣が出席している（いずれも、複数の大臣が同時に出席した場合、それぞれ1回として計算）（“Les comptes rendus de la commission des affaires étrangères, de la défense et des forces armées.” *Sénat Website* <http://www.senat.fr/compte-rendu-commissions/affaires-etrangeres_archives.html>）。

⁶⁸ 憲法第28条

⁶⁹ 憲法第28条～第30条

⁷⁰ 下院規則（*Règlement de Assemblée Nationale*）第13条；上院規則（*Règlement de Sénat*）第29条第2項

⁷¹ 下院規則第47条第1項、第4項

⁷² 上院規則第29条第1項

政府は、両院の議事協議会に代表（通常は議会担当大臣）を出席させることができ、この代表は、政府側の見通しを議事協議会に伝える役割を果たす⁷³。

（２）議会担当大臣

議会担当大臣（Ministre chargé des relations avec le Parlement）は、立法過程における政府の権能を強化するため、第4共和制（1946～1958年）下で創設され、第5共和制（1958年～）下で制度化された。所管官庁を持たず、内閣と議会の間で、政府提出議案に関する調整を行うことをその役割としている。議会担当大臣は、議事の調整のほか、口頭質問に関する議会の質問の取りまとめ、議事手続や政府の取るべき態度についての政府への助言等を行う。⁷⁴

２ 本会議の議事日程

議事日程は、原則として各議院が決定する⁷⁵が、憲法上、次の議事日程が優先される⁷⁶。

- ① 4週のうち2週は、政府が順序を定めて優先的な上程を求める法案の審議に充てられ、予算法案や社会保障財政法案等も政府の求めにより優先的に上程される。
- ② 4週のうち1週は、行政監視及び政策評価に関する議事が優先される。
- ③ 月1日は、野党会派及び少数会派（連立与党会派のうち、最大会派以外の会派）の発案に基づいて各議院が決定する議事日程に充てる。
- ④ 週1回以上を質問時間（大臣が答弁）に充てる。

また、首相は、関係議院の議長との協議を経て、当該議院の議員の過半数により、追加の日程を決定することができる⁷⁷。

憲法上、予算法案、社会保障財政法案や政府の求めにより審議促進手続が開始された法案を除き、先議の院では提出後6週間、後議の院では送付後4週間は、委員会審査の時間を確保するため、その法案を本会議に上程することができない⁷⁸。

（１）下院

常会の予定表は、事前に公表される（資料1（4）参照）。本会議は、年間110～150日程度開かれている（資料2（4）参照）。本会議の定例日は、火曜、水曜及び木曜である⁷⁹。

議事日程の決定に当たっては、政府と議会（法案審査を担当する委員会の委員長）との間で委員会審査の進捗を勘案しながら綿密な交渉が行われる。会派長及び委員長は、議事

⁷³ 下院規則第47条第5項；上院規則第29条第3項；“La fixation de l'ordre du jour et la Conférence des Présidents,” *Fiche de synthèse*, n°26, 16 avril 2014. Assemblée Nationale Website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/l-organisation-des-travaux-de-l-assemblee-nationale/la-fixation-de-l-ordre-du-jour-et-la-conference-des-presidents>>; “La conférence des Présidents.” Sénat Website <<http://www.senat.fr/role/confpres.html>>

⁷⁴ “Le ministre chargé des relations avec le Parlement,” *Fiche de synthèse*, n°27, 23 avril 2014. Assemblée Nationale Website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/l-organisation-des-travaux-de-l-assemblee-nationale/le-ministre-charge-des-relations-avec-le-parlement>>

⁷⁵ 憲法第28条第2項

⁷⁶ 憲法第48条

⁷⁷ 憲法第28条第3項

⁷⁸ 憲法第42条第3項、第4項、第45条第2項。主要な審議促進手続として、政府提出法案の一括表決がある。

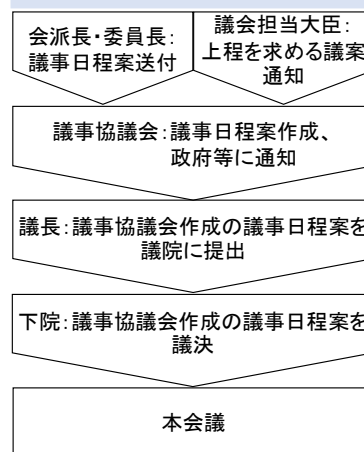
⁷⁹ 下院規則第50条第1項。月曜や金曜に本会議が開かれることも少なくない（“Liste des comptes rendus intégraux.” Assemblée Nationale Website <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/cr/2014-2015/>>）。

協議会の4日前までに議事日程案を議長に送付する⁸⁰。また、議会担当大臣は、議事協議会の前日に、政府が上程を求める議案を議長に文書で通知する⁸¹。議事協議会は、議事日程に政府及びその他の議案が適切な配分で記載されるように努めている⁸²。

議事協議会は、毎週開かれ、その週及びその後3週間の議事日程案を作成し、これを直ちに公示し、政府、会派長及び常任委員長に通知する。議事協議会後の本会議で、議長は、政府が優先的審議を求める議案の提案に加えて、議事協議会が作成した議事日程案を議院に提出し、議事日程が本会議で議決される⁸³。野党会派及び少数会派の会派長は、行政監視の議案を上程する権限を有する。なお、政府は、優先的審議を求める議案の議事日程を変更することができる。⁸⁴

下院では、審議の難航が予想される重要法案について、審議時間のプログラム化を行うことにより⁸⁵、審議の効率化が図られている⁸⁶。これは、議事協議会がその法案の審議時間の上限を決定して各会派に配分し、その範囲で当該各会派所属議員に発言を認める制度である。審議時間のプログラム化が行われると、政府提出法案については政府が下院議長に対して法案提出時にその旨を通知し、議員提出法案については議事日程に当該法案が上程されるまでにその旨を公表しなければならない⁸⁷。

図4 フランス下院本会議の議事日程決定過程



(出典) 筆者作成。

(2) 上院

常会の予定表は、事前に公表されるが、議事協議会の提案により変更することもできる⁸⁸ (資料1 (4) 参照)。本会議は、年間110～140日程度開かれている (資料2 (4) 参照)。本会議の定例日は、下院同様、火曜、水曜及び木曜である⁸⁹。議事協議会、政府等の提案に基づき、必要に応じて、定例日以外に会議を開くこともできる。特に、予算法案の審議の際には、日曜も含めて毎日会議が開かれ、深夜に及ぶこともある⁹⁰。

具体的な議事日程は、下院と同様に憲法の規定の範囲内で、毎週水曜に開かれる議事協議会で決定される⁹¹。上院の議事協議会も、政府側と緊密に連絡を取っている。なお、下院のような審議時間のプログラム化の手続はない。

⁸⁰ 下院規則第48条第5項

⁸¹ “Le ministre chargé des relations avec le Parlement,” *op.cit.*(74)

⁸² 議会担当大臣事務局からの聞き取り (2014年11月7日)

⁸³ 下院規則第47条2項、第48条第1項

⁸⁴ 下院規則第48条第6項、第9項、第10項、第11項

⁸⁵ 下院規則第49条

⁸⁶ 勝山教子「フランス下院規則の改正と運用に関する覚書—二〇〇八年七月の憲法改正を契機として—」『同志社法学』64(7), 2013.3, pp.510-511.

⁸⁷ 下院規則第102条第1項

⁸⁸ 上院規則第32-2条

⁸⁹ 上院規則第32条第2項

⁹⁰ “Le régime des sessions et des séances.” Sénat Website <<http://www.senat.fr/role/fiche/sessions.html>>

⁹¹ 上院規則第29-2条第1項; “La conférence des Présidents,” *op.cit.*(73)

3 委員会の審議日程

(1) 下院

委員長が委員会の審議日程を決定し、委員会理事部（委員長、副委員長及び書記担当理事（各3～4人）で構成）に通知する⁹²。委員長は、会期中は委員会の開会の48時間前まで、閉会中は1週間前までに委員会を招集しなければならない⁹³。政府が委員会審査を求める場合には、議長が委員会を招集する⁹⁴。委員会の会議は、規則上、水曜午前が確保されているほか、火曜午後（本会議の質問時間終了後）、水曜午後にも開かれ、深夜や週末に及ぶこともある⁹⁵。

(2) 上院

委員会理事部が月1回程度の会合で主な議題を決定し、それ以外の議題については委員長の裁量により委員の意見を聴いて決定する⁹⁶。委員長は、会期中は原則として委員会の開会の48時間前まで、閉会中は1週間前までに、委員会を招集する⁹⁷。委員会は、水曜午前又は必要に応じて火曜午前の各会派の会合の前に開かれ、このほかにも半日開くことができる⁹⁸。

おわりに

以上の4か国の議会では、年間の予定が会期や年の初めに公表され、それに沿って会議が開かれている。年間の本会議の開会日数は、日本は、衆議院50～70日、参議院40～60日であるのに対し、アメリカ、イギリス及びフランスは両院とも100日を超えている。議事日程の決定過程は、国によって異なるが、イギリス及びフランスでは、政府が議事日程の決定に深く関与し、政府提出議案の審議の優先が明文で規定されている一方で、野党の議案の審議日も確保されている。法案の審議手続については、アメリカ連邦議会下院では重要法案の審議手続に関する特別規則を、イギリス議会下院では第二読会通過後の法案に関するプログラム規則を定め、フランス議会下院では審議の難航が予想される重要法案に対する審議のプログラム化を行い、審議の効率化を図っている。委員会の審議日程については、アメリカ、ドイツ及びフランスでは委員への開催通知の期限が定められている。

これらに対し、日本の国会では、年間の予定が常会前に策定されず、重要法案について与党が採決の目安とする時間はあるものの、審議効率化策がない等、異なる点が多い。

⁹² 下院規則第40条第2項；フランス議会下院事務局からの回答（2013年9月6日）。閉会中は、議長により又は委員会理事部の合意により招集することができる（下院規則第40条第3項）。

⁹³ 下院規則第40条第4項

⁹⁴ 下院規則第40条第1項

⁹⁵ 下院規則第50条第3項；前掲注(92)

⁹⁶ フランス議会上院事務局からの聞き取り（2014年11月6日）

⁹⁷ 上院規則第20条第1項

⁹⁸ 上院規則第23-2条第3項

資料1 欧米主要国議会の年間予定表

(1) アメリカ

○下院2015年の予定表

1月							2月							3月							4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				

7月							8月							9月							10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			

(注) 網掛けの日付が本会議開会日

(出典) “House Calendar.” Majority Leader Website <<http://www.majorityleader.gov/wp-content/uploads/2014/11/114thCongressFirstSession.pdf>> を基に筆者作成

○上院2015年の予定表

1月							2月							3月							4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				

7月							8月							9月							10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	6	7	8	9	10	11	12
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31			

(注) 網掛けの日付が本会議開会日

(出典) “United States Senate 114th Congress, 1st Session 2015 Tentative Schedule.” Senate Website <http://www.senate.gov/legislative/resources/pdf/2015_calendar.pdf> を基に筆者作成

(2) イギリス

○下院2015-16 会期の予定表

休会時期	夏季休会	党大会休会	11月休会	クリスマス休会	2月休会
休会開始日	2015.7.21	2015.9.17	2015.11.10	2015.12.17	2016.2.11
開会日	2015.9.7	2015.10.12	2015.11.16	2016.1.5	2016.2.22

(出典) “House of Commons recess dates.” Parliament Website <<http://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-commons/faqs/business-faq-page/recess-dates/>> を基に筆者作成

○上院2015-16 会期の予定表

休会時期	夏季休会	夏季休会*	秋季休会	クリスマス休会	2月休会
休会開始日	2015.7.22	2015.9.17	2015.11.11	2015.12.22	今後公表予定
開会日	2015.9.7	2015.10.12	2015.11.17	2016.1.11	今後公表予定

(注) *ウェブサイトでは夏季休会が2回記載されている。

(出典) “House of Lords Recess dates.” Parliament Website <<http://www.parliament.uk/about/faqs/house-of-lords/faqs/lords-recess-dates/>> を基に筆者作成

(3) ドイツ

○下院2015年の予定表

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

(注) 下院の開会週の月曜日から金曜日までが開会日として記載されているが、実際には、必ずしも全ての開会予定日に会議が開かれるわけではなく、開会週の水曜、木曜及び金曜日に開催されるのが通例である。下院の予定表に、上院や欧州議会の予定も記載されている(上記では、欧州議会の予定は省略)。

下院本会議開会日 ■
 上院本会議開会日

(出典) “Sitzungskalender.” Bundestag Website <<http://www.bundestag.de/sitzungskalender>> を基に筆者作成。

(4) フランス

○下院2014-2015 会期 (常会) の予定表

2014		2015															
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1	1	休	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	行政	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	野党	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	野党	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	野党	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	野党	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	野党	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	野党	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	野党	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	野党	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	野党	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	野党	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	野党	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	野党	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	野党	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	野党	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	野党	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	野党	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	野党	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	野党	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	野党	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	野党	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	野党	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	野党	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	野党	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	野党	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	野党	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	野党	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	野党	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	野党	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	野党	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

(出典) “Calendrier Prévisionnel de la Session Ordinaire 2014-2015.” Assemblée Nationale Website を基に筆者作成。

○上院2014-2015 会期 (常会) の予定表

2014		2015															
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1	1	休	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	行政	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	野党	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	野党	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	野党	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	野党	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	野党	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	野党	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	野党	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
10	10	野党	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	11	野党	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
12	12	野党	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13	13	野党	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
14	14	野党	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
15	15	野党	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
16	16	野党	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
17	17	野党	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
18	18	野党	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
19	19	野党	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
20	20	野党	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
21	21	野党	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
22	22	野党	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
23	23	野党	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	野党	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	野党	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26	26	野党	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
27	27	野党	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	野党	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	野党	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	野党	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
31	31	野党	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

(注) 上院の予定表中、略号の意味は以下のとおり。
 QO: 口頭質問(議員の大臣に対する質問(上院規則第76条))
 QAG: 対政府質問(政府に対する質問、木曜午後11時開かれる。(上院規則第75-2条))
 QCT: 特定の議題に関する質問(上院規則第75-3条、2015年5月13日の決議で削除)
 (出典) “Calendrier de la Session Ordinaire 2014-2015.” Sénat Website を基に筆者作成。

資料2 欧米主要国議会の本会議の開会日数

(1) アメリカ

議会期	第110議会期		第111議会期		第112議会期		第113議会期	
	第1会期	第2会期	第1会期	第2会期	第1会期	第2会期	第1会期	第2会期
会期	2007.1.4- 2007.12.31	2008.1.3- 2009.1.3	2009.1.6- 2009.12.31	2010.1.5- 2010.12.31	2011.1.5- 2012.1.3	2012.1.3- 2013.1.3	2013.1.3- 2014.1.3	2014.1.3- 2015.1.2
下院	164	119	159	127	175	153	160	135
上院	190	184	191	158	170	153	156	136

(注) 議会期は、下院議員の任期と同じである。

(出典) “Résumé of Congressional Activity.” Senate Website <http://www.senate.gov/pagelayout/reference/two_column_table/Resumes.htm> を基に筆者作成。

(2) イギリス

会期	2007-2008 会期	2008-2009 会期	2009-2010 会期	2010-2012 会期	2012-2013 会期	2013-2014 会期	2014-2015 会期
	2007.11.6- 2008.11.26	2008.12.3- 2009.11.12	2009.11.18- 2010.4.8	2010.5.25- 2012.5.1	2012.5.9- 2013.4.25	2013.5.8- 2014.5.14	2014.6.4- 2015.3.30
下院	165	139	69	295	145	162	133
上院	164	134	68	293	137	149	126

(出典) “House of Commons Sessional Returns.” Parliament Website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm/cmsetret.htm>>; “House of Lords Sessional Statistics.” Parliament Website <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld/ldstat.htm>> を基に筆者作成。

(3) ドイツ (下院)

選挙期	第12選挙期	第13選挙期	第14選挙期	第15選挙期	第16選挙期	第17選挙期
	1990-1994	1994-1998	1998-2002	2002-2005	2005-2009	2009-2013
開会日数	243	248	253	187	233	253
年間平均	60.75	62	63.25	46.75	58.25	63.25

(注) 選挙期は、下院議員の任期と同じである。ドイツでは、他の3か国と異なり、会期制はとられていない。

(出典) “Datenhandbuch Kapitel 7.3 Plenarsitzungsstatistik,” 31.1.2014. Bundestag Website <https://www.bundestag.de/blob/196272/b72481c9d59d709de355b151189580e7/kapitel_07_03_plenarsitzungsstatistik-data.pdf> を基に筆者作成。

(4) フランス

立法期	第13立法期						第14立法期		
	2006-2007	2007-2008	2008-2009	2009-2010	2010-2011	2011-2012	2011-2012	2012-2013	2013-2014
会期*	2007.6.20- 2007.9.30	2007.10.1- 2008.9.30	2008.10.1- 2009.9.30	2009.10.1- 2010.9.30	2010.10.1- 2011.9.30	2011.10.1- 2012.6.19	2011.6.20- 2012.9.30	2012.10.1- 2013.9.30	2013.10.1- 2014.9.30
下院	23	112	154	132	125	78	18	155	142
上院	93**	115	142	143	135		94**	143	136

* 各期間中に、常会及び複数の臨時会が含まれている。

** 上院には、立法期（下院議員の任期と同じ）がないため、それぞれ2006.10.1-2007.9.30、2011.10.1-2012.9.30の開会日数である。

(出典) “Bilan de la XIIIe législature 20 juin 2007 - 19 juin 2012.” Assemblée Nationale Website <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/seance/statistiques-13leg.asp>>; “Statistiques de l'activité parlementaire à l'Assemblée nationale - XIVe législature.” Assemblée Nationale Website <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/seance/statistiques-14leg.asp>>; L'activité du Sénat en chiffres. Sénat Website <http://www.senat.fr/plateau/tableaux_bord/index.html> を基に筆者作成。